

第5章 学校教育

1	学校数・児童生徒数	32
2	教職員	33
3	姫路市教育振興基本計画	34
4	令和6年度学校園教育指針	39
5	教育指導	58
6	幼稚園教育	61
7	高等学校教育	62
8	特別支援教育	63
9	就学事務	67
10	学校保健	67
11	学校体育	69
12	学校給食	69

1 学校数・児童生徒数

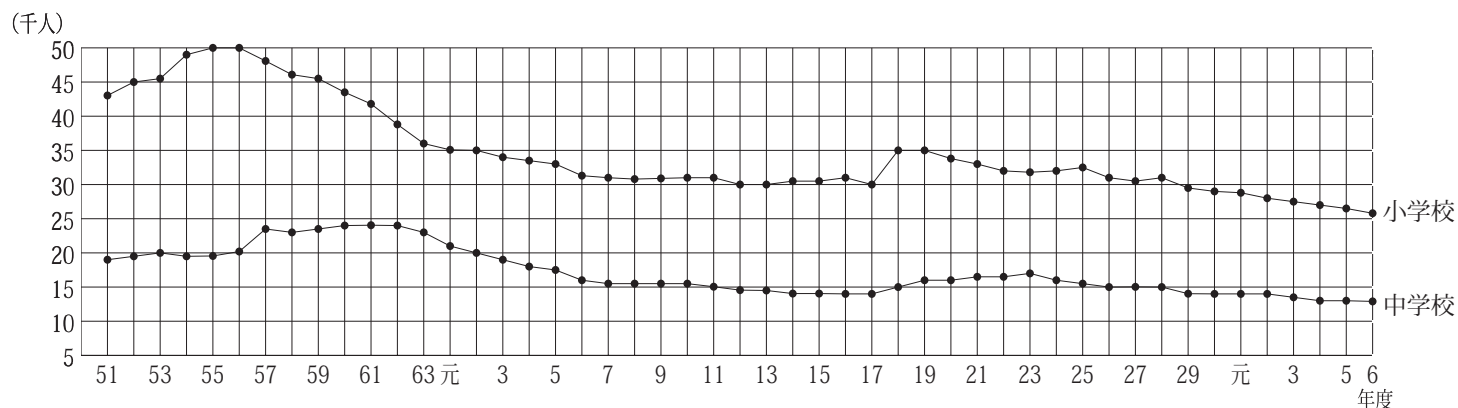
(1) 市立学校数・児童生徒数（令和6年5月1日現在）

区 分	学 校 数	学 級 数	幼児・児童・生徒数（人）
小 学 校	66	889〔198〕	25,857
中 学 校	33	362〔76〕	12,928
義 務 教 育 学 校	3	63〔18〕	1,910
高 等 学 校	3	54	2,139
特 別 支 援 学 校	1	34	小 26
			中 24
			高 28
幼 稚 園	31（休園1含む）	69	950
合 計	137	1,471〔292〕	43,862

〔 〕 内数字は特別支援学級数で外数

(2) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数



(3) 市立以外の学校（令和6年6月6日現在）

区 分	学 校 数	幼児・児童・生徒・学生数（人）
大 学	県 立 1	2,782
	私 立 2	1,608
短 期 大 学	私 立 2	148
高 等 学 校	県 立 15	全 12 6,335
		定 1 359
		多 1 393
		通 1 791
	私 立 5	2,945
中 学 校	私 立 4	962
幼 稚 園	私 立 1	61
特 別 支 援 学 校	県 立 3	693
合 計	33	17,077

2 教 職 員

(1) 教 職 員 数 (令和6年5月1日現在)

職 種 校 種	校 園 長		教頭・主幹教諭・教諭		実 習 助 手	主幹教諭・養護教諭		主幹教諭・栄養教諭	事 務 職 員		調 理 師	用 務 員	合 計	
	県	市	県	市	市	県	市	県	県	市	市	市	県	市
小 学 校	57 (9)		1,193 (23)			63		22 (1)	64 (2)		75 (2)	25 (12)	1,399 (35)	100 (14)
中 学 校	33		721 (30)			34 (1)		5	36			12 (8)	829 (31)	12 (8)
義務教育学校 (前 期)	3		66			2		1	3		6		75	6
(後 期)			50 (3)			3			2 (1)			2 (1)	55 (4)	2 (1)
高 等 学 校		3		86 (16)	3		3			8 (1)				103 (17)
特別支援学校	1		56			1		1	3		2	1	62	3
幼 稚 園		29 (1)		62										91 (1)
計	94 (9)	32 (1)	2,086 (56)	148 (16)	3	103 (1)	3	29 (1)	108 (3)	8 (1)	83 (2)	40 (21)	2,420 (70)	317 (41)

注1 本定員臨任除く 注2 再任用（ ）外数

(2) 社会の信頼に応える教育観の確立

- ・ 教育公務員としての自覚に基づく使命感や倫理観を高め、自らの課題を明確にして研鑽に努め、幅広い対応ができる実践的指導力をつける。
- ・ 人権感覚を磨き子供理解を一層深めるとともに、教育愛に基づく実践に努める。
- ・ 積極的に機会をとらえ、国際的視野に立った豊かな教養を身に付け、幅広い人間性を養う。
- ・ 教職員研修

市独自の研修体系を構築し、計画的・系統的に研修を実施することにより、教職員のライフステージに応じた資質・能力の向上を図るとともに、教科等の専門性を高め、今日的教育課題解決の能力を培う。

3 姫路市教育振興基本計画

(1) 策定の趣旨

教育基本法により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められている。

本市においては、平成27年3月に「姫路市教育振興基本計画」(計画期間:平成27年度～平成31年度)を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできた。この計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据えて、国や兵庫県の計画を参酌しながら、次の5年間における本市教育の方向性を示すものとして、「第2期 姫路市教育振興基本計画」を策定した。

(2) 位置付け

この計画は、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付ける。

(3) 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間の計画とする。

(4) 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

(5) 基本理念と目指す人間像

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりであることから、基本理念を次のように設定した。

「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり ～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～」

この基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

- ・知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間
- ・ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間
- ・互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間

(6) 基本的政策と基本目標

目指す人間像実現のため、次のとおり、三つの基本的政策を設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組む。

基本的政策 1 魅力ある学校教育の推進

基本目標

- ・ 知・徳・体にわたる「生きる力」を備え、変化の激しい社会に対応し、自立した人間として自己実現を図ることができる人間の育成を目指し、子供の資質や能力を伸ばし、可能性を広げる魅力ある学校教育を推進する。
- ・ 子供が、安心して安全な学校生活を送れるよう、就学支援や学校園の機能・設備の充実を図り、また、社会ぐるみの支援体制を構築するなど、教育環境の整備を推進する。

基本的政策 2 いきいきとした生涯学習社会の実現

基本目標

- ・ 生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や人権教育の推進を図る。
- ・ 心豊かでたくましい青少年の育成を目指し、家庭や地域における教育力の向上を支援するとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努める。

基本的政策 3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

基本目標

- ・ 世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の調査・研究と継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。
- ・ 博物館として教育機関でもあり文化拠点施設でもある美術館、姫路文学館などの活動を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を充実する。

(7) 計画の点検及び評価

計画に位置付けた事業の評価については、施策指標や事業評価を用いて検証し、その結果を次期教育振興基本計画の展開に活用する。

さらに、5年の計画期間内においても、各事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その結果報告書を姫路市ホームページ上に公表する。

(8) 体系図



(9) 計画体系図





魅力ある学校教育の推進

I 魅力ある姫路の教育の推進

1-1「確かな学力」の育成

子供一人一人の興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を育成する。

(1) わかる授業の推進

令和6年度 重点項目

事業1-1-①

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進する。

わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた「学習の過程を重視したわかる授業づくり」を進めるとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供たちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、兵庫型学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

さらに、情報を活用する力・論理的に思考する力の育成を図るために、思考力・判断力・表現力の基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得を目指すとともに、新聞や本、インターネット等の情報を活用した調べ学習を推進する。

基礎学力の向上については、各校の課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」や放課後学習の活用とともに、家庭学習と連携した取組の充実を図る。



資料をもとに自分の考えを
伝え合う授業（四郷学院）

主な取組	対象	担当課
学力向上推進事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導
兵庫型学習システム推進事業	小・中・義	学校指導
調べる力育成プロジェクト	幼・小・中・義・高・特	学校指導
ひめじe-教育プロジェクト	小・中・義・高・特	教育研修
「わかる授業」アクションプラン	幼・小・中・義・特	教育研修

学校の勉強はわかると答えた児童生徒の割合
(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	91.6%	91.2%	90.8%
中学生	80.7%	79.6%	79.3%

「主体的・対話的で深い学び」の姿が実現できている
と答えた教職員の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	66.3%	74.3%	73.8%
中学校	64.7%	66.4%	69.5%

(2) 外国語教育の充実

事業 1-1-②

小・中・義務教育・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）など外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修への参加により、指導の充実を図る。また、ICT機器やデジタルコンテンツ等の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。



ALTとの外国語活動の授業(安富北小学校)

主な取組	対象	担当課
小学校外国語活動支援事業	小・義	学校指導
外国人語学講師招聘事業	小・中・義・高	学校指導

(3) 理数教育の充実

事業 1-1-③

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。また、外部人材や姫路科学館などを活用し、理科や算数・数学が好きな児童生徒の育成を図る。



姫路科学館での体験（青山小学校）

主な取組	対象	担当課
理科教育推進事業 (観察・実験アシスタント配置)	小・中・義	学校指導

算数・数学の授業の内容はわかると答えた児童生徒の割合(国調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	84.5%	79.8%	80.4%
小学生(国)	84.6%	81.2%	81.2%
中学生(市)	73.8%	71.4%	68.5%
中学生(国)	74.6%	76.2%	73.3%

1-2「豊かな心」の育成

教育活動全体を通じて、子供たちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切に環境の保全に寄与する態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

(4) 道徳教育の推進

事業1-2-①

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進する。

「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、子供の心に響く授業を創造する。

(5) 人権教育の推進

事業1-2-②

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

全教育活動を通して確かな人権意識を培い、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てるとともに、教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために「姫路市中学校区群人権教育研修会(2023～2030)」を実施する。

また、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認等の新たな人権課題についても、その解決に向けた教育と啓発を推進する。

さらに、いじめの未然防止とSOSの出し方教育の視点から、ワークショップや講演による学習会を実施するとともに、相談手紙付いじめ防止リーフレットを作成・配付し、いじめを許さない心の育成及びいじめを生まないより良い集団づくりを目指す。



ティーム・ティーチングを取り入れた
道徳科の授業(上菅小学校)

主な取組	対象	担当課
学校訪問 (計画訪問、要請訪問等)	幼・小・中・義・高・特	人権教育
姫路市中学校区群人権教育 研修会事業(2023～2030)	小・中・義・特	人権教育
道徳教育推進事業	小・中・義・特	人権教育

「自分にはよいところがあると思う」と答えた
児童生徒の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	75.3%	76.6%	77.7%
中学生	72.3%	73.8%	76.3%

「人が困っているときは、進んで助けている」と
答えた児童生徒の割合(国調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	88.6%	90.3%	91.7%
小学生(国)	88.7%	88.9%	91.6%
中学生(市)	89.9%	89.4%	88.8%
中学生(国)	88.5%	88.4%	88.1%

(6) 体験活動の充実

事業1-2-③

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的な触れ合いや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養う。

また、市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。



漁業体験（家島小学校）

主な取組	対象	担当課
体験活動推進事業	幼・小・中・義・高	学校指導
自然学校推進事業	小・義	学校指導
カリキュラム・マネジメント推進事業	小・中・義・特	学校指導
特色ある教育活動支援事業	幼・高	学校指導
環境体験事業	小・義	学校指導
トライやる・ウィーク体験学習事業	中・義・特	学校指導

学校や地域でいろいろな人とのかかわりを持つことは大切なことだと思う児童生徒の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	95.1%	95.1%	95.7%
中学生	92.8%	93.4%	93.2%

(7) 文化活動の充実

事業1-2-④

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。



三味線演奏体験（鹿谷中学校）

主な取組	対象	担当課
「音楽のまちひめじ」学校支援事業	小・中・義・特	学校指導
小・中学校演奏会事業	小・中・義	学校指導
わくわくオーケストラ事業	中・義・特	学校指導
ニュー・イヤーズ・コンサート事業	小・中・義	学校指導
中学生書写・美術作品展	中・義・特	学校指導

“どんぐりカード”のデジタル化について

姫路市では、市内の子供に配布している「どんぐりカード」(市内施設12か所に無料で入場できる紙製の優待カード)のデジタル化を推進している。姫路城などの市施設の窓口に設置するカードリーダーに、マイナンバーカード認証機能を活用した姫路市民アプリ「ひめパス」上に表示するデジタルカード等をかざすことで入場できるようになる。

1-3「健やかな体」の育成

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また、生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図る。

(8) 学校体育の充実

事業 1-3-①

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上 1 校 1 実践運動に継続的に取り組む。

主な取組	対象	担当課
体力向上 1 校 1 実践運動	小・中・義・特	健康教育
ドリームアスリート教室	小・義	健康教育

(9) 学校保健の充実

事業 1-3-②

子供たちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。また、家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

主な取組	対象	担当課
健康教育の推進	小・中・義・高・特	健康教育
食物アレルギー対応マニュアルの適切な運用	幼・小・中・義・高・特	健康教育

(10) 食育の推進

事業 1-3-③

各学校における食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、児童生徒等の食生活調査や生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。

毎日、朝ごはんを食べている児童生徒の割合 (国調査)			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学生(市)	93.2%	93.4%	92.9%
小学生(国)	94.9%	94.4%	93.9%
中学生(市)	91.7%	90.7%	90.4%
中学生(国)	92.8%	91.9%	91.2%

主な取組	対象	担当課
姫路市立小中学校における食育推進プランに沿った食育の実践	小・中・義・特	健康教育
手作り朝ごはんコンテストの開催	幼・小・中・義・高・特	健康教育

1-4 異校種間連携の強化

就学前から高等学校までの子供の育ちと学びのつながりを重視して、特に義務教育9年間における「小中一貫教育」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子供について適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

(11) 校種を越えた理念の共有・連携の推進

事業1-4-①

義務教育を中心として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を再構築する。保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等の実施を通して、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。



網干高校との連携で
実施している英語学習
(網干西小学校・網干高等学校)

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導
小高連携事業	小・義・高	学校指導
就学前教育充実事業	幼・小・義	学校指導

学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	87.7%	88.6%	88.8%
中学校	81.8%	81.3%	83.4%

(12) 小中一貫教育の推進

事業1-4-②

各中学校区に属する小・中・義務教育・特別支援学校でブロックを構成し、小中一貫教育推進委員会を中心に、目的を持って計画的・組織的・継続的に小中一貫教育を推進する。「目指す子供像」の実現に向けた9年間を一貫するブランドカリキュラムの活用及び見直し、先導的な実践研究、学識経験者や先進校等の講師を招いての研修、交流活動、保護者や地域住民との協働を進める広報・啓発活動等を通して、児童生徒の学力向上と人間関係力の育成を図る。



体育発表会における1年生と
9年生の表現活動
(豊富中学校)

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導

授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点を持ち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	72.6%	74.9%	75.8%
中学校	70.0%	65.3%	71.3%

1-5 就学前教育の推進

幼児一人一人の発達の特性に合った質の高い教育を提供する教育環境の整備や、家庭教育への支援を充実させることで、幼児期において、子供たちがより良く生きるための基礎を獲得し、心身ともに健やかに成長することができるようにする。

(13) 市立幼稚園における教育の充実

事業 1-5-①

市立幼稚園において、幼児期にふさわしい教育的価値のある環境を整備し、幼稚園教育を充実させることで、幼児の豊かな心や健やかな体を育み、主体的に学ぶ幼児を育成する。



砂場遊び（網干幼稚園）

主な取組	対象	担当課
幼稚園教育充実プラン	幼	学校指導

(14) 就学前教育施設等との連携の推進

事業 1-5-②

就学前の子供たちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施して、小学校教育の基盤となる幼児教育の充実を図る。

また、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」及び補足版の活用を促進することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

就学前教育との連携を意識して、保幼小の教職員が、校種を越えた相互理解を深めていくことは大切だと答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	95.9%	96.0%	95.4%

主な取組	対象	担当課
就学前教育充実事業	幼・小・義	学校指導



姫路市教育委員会
「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム 活用リーフレット」

(15) 幼稚園における子育て支援機能の強化

事業 1-5-③

保護者に対して、相談に応じたり子育てに関する情報を提供したりするとともに、各園で「全国幼稚園ウィーク in ひめじ（オープンスクール）」を実施し、幼稚園教育を公開する。

また、未就園児親子への幼稚園招待や園庭開放日を設け、地域の幼児教育センター的な機能を発揮する。

主な取組	対象	担当課
就学前教育充実事業	幼	学校指導

1-6 特別支援教育の推進

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用並びに医療、福祉、労働等の関係機関との効果的な連携により、特別な支援を要する子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させ、その自立と社会参加の実現を図る。

(16) 就学前相談・就学指導の充実

事業1-6-①

早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により、就学前教育の充実を図る。

主な取組	対象	担当課
特別支援推進事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援

(17) 特別支援教育の充実

令和6年度 重点項目

事業1-6-②

発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。また、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。とりわけ、地域の学校園に通う医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進めるとともに、交流及び共同学習や居住地校交流を計画的・組織的に継続して行うことで、障害のある児童生徒の理解を深める。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置する。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図る。



文部科学省
「障害のある子供の教育支援の手引」

主な取組	対象	担当課
交流教育推進事業	小・中・義・特	育成支援
特別支援推進事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援
医療的ケア看護師派遣事業	幼・小・中・義・高	育成支援
市立学校園医療的ケアシステム推進会議	幼・小・中・義・高・特	育成支援

(18) 書写養護学校の充実

事業1-6-③

医療的ケアシステムの構築により、安心して安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施などを通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。さらに、副籍の導入に伴い、交流及び共同学習の更なる充実を図る。



主な取組	対象	担当課
看護師配置	特	育成支援
介護タクシー派遣事業	特	育成支援
市立学校園医療的ケアシステム推進会議	幼・小・中・義・高・特	育成支援

自立活動における「からだ」の学習
(書写養護学校)

(19) 特別支援学級の充実

事業 1-6-④

個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子供の教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。また、特別な配慮の必要な子供に対し、特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

兵庫県立特別支援教育センター
「小学校・中学校教職員のための
特別支援教育ハンドブック」



主な取組	対象	担当課
特別支援教育支援員配置事業	幼・小・中・義・高	育成支援

特別支援教育の充実に向けた基本的な項目です。チェックリスト☑としても使えます。

○学校園における特別支援教育の体制を充実させるために

学校園長のリーダーシップ

- ☐ インクルーシブ教育システムの視点を取り入れた学校園経営計画(教室巡回など)
- ☐ 校園内組織として明確に位置づけられた校園内委員会の定期的かつ必要に応じた開催
- ☐ 全教職員の共通理解
- ☐ 学校内外の人材活用、保護者や関係機関との連携(丁寧な話し合いの場など)

特別支援教育コーディネーターの機能化

- ☐ 学校園全体の要支援幼児児童生徒の把握
- ☐ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成補助及び効果的な活用の促進
- ☐ 校園内関係者や医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整
- ☐ 学級担任や保護者の相談窓口
- ☐ 校園内委員会の推進

校園内委員会の位置づけ

- ☐ 要支援幼児児童生徒への組織的・計画的な対応の話し合い
- ☐ 支援の具体化や支援の整備
- ☐ 学校園の規模や実情に合わせた柔軟かつ迅速な対応
- ☐ PDCAサイクルに基づいた評価と計画の場

個別の教育支援計画・個別の指導計画

- ☐ 保護者と学級担任及び特別支援教育コーディネーターとの連携による作成
- ☐ 合理的配慮及び福祉や医療等の情報の共有・反映
- ☐ 実態把握に基づいた評価や適時の見直しによる一貫性のある支援
- ☐ 校種間・学年間での確実な引継ぎ

○適切な支援を行うための指導力・専門性の向上を図るために

校園外研修

- ☐ 特別支援学級担任者研修
- ☐ 課題研修「特別支援教育」
- ☐ パワーアップ研修「特別支援教育」

校園内研修

- ☐ 特別支援教育の視点を生かした授業研究
- ☐ 特別支援教育研修

1-7 特色ある教育の推進

学校や地域の実態等も踏まえながら、現代的な諸課題に対応した特色ある教育を推進することで、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として、主体的に判断し、課題を解決していく力を育成する。

(20) キャリア教育の推進

事業 1-7-②

社会構造の大きな変化にも対応できるように、子供の発達段階に応じ、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開することで、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通して、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。

また、キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」を活用しながら、子供が将来の目標を持ち、その能力・適性や興味・関心等を生かし、主体的に進路を決定できる能力や態度を養う。



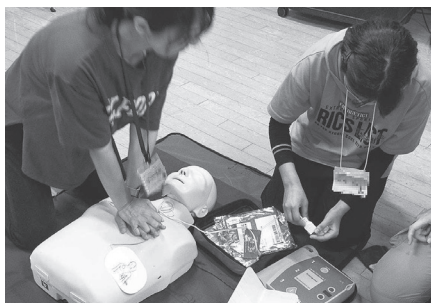
主な取組	対象	担当課
トライやる・ウィーク体験学習事業	中・義・特	学校指導
キャリアノート・パスポートの活用促進	小・中・義・高	学校指導

料理屋で巻きずし作りの体験
(東中学校)

(21) 防災教育の推進

事業 1-7-⑤

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、全ての教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育やより実効性のある訓練実施を推進する。



主な取組	対象	担当課
学校災害対応マニュアル検証懇話会 (防災教育連絡協議会を兼ねる)	幼・小・中・義・高・特	健康教育

胸骨圧迫と AED の実技体験
(あかつき中学校)

(22) 消費者教育の推進

事業 1-7-⑦

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることや、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒を育成するため、教科や特別活動等あらゆる学校教育活動を通して消費者教育を推進する。

主な取組	対象	担当課
姫路市学校園消費者教育指針 の活用促進	幼・小・中・義・高・特	学校指導

(23) 特色ある高等学校づくりの推進

事業 1-7-⑧

高等学校においては、各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を生かした教育課程を編成し、探究活動を取り入れた教育内容の深化を図り、生徒が主体的に学ぶことのできる教育を引き続き推進する。

さらに、「姫路市立高等学校在り方方針」を踏まえ、令和8年度に設置する統合新設校では、単位制の導入等により、基礎学力の養成に加え、多様な進路に合わせた幅広い選択科目を有する教育課程の検討を進める。

また、現在の市立3校は、令和9年度まで引き続き各校の特色を生かした教育を実践し、生徒一人一人の多様な可能性を伸ばすことのできる魅力ある高等学校づくりをより一層推進する。その中で、市立3校は令和7年度入学生をもって募集を停止することから、活気ある充実した学校生活を送ることができるよう、今後、市立高等学校としての一体感の創出など、市立3校のつながりを改めて深めるとともに、「市立高校つながりプロジェクト」として、市立3校の生徒交流や学校行事・部活動等の合同事業等を実施し、学びの充実を図る。

教育企画室
「姫路市立高等学校在り方方針」
「中学生・保護者の皆さんへ
～姫路市立高等学校の
再編を進めています～」



主な取組	対象	担当課
特色ある教育活動支援事業	高	学校指導
ハイスクールアクションプロジェクト	高	学校指導
市立高校つながりプロジェクト	高	学校指導・健康教育
小高連携事業	小・義・高	学校指導
海外姉妹都市交換交流事業	高	学校指導
市立高等学校再編事業	高	教育企画室



姉妹城コンウィ市長の訪問
(琴丘高等学校)



台湾の高校生とのオンライン交流
(姫路高等学校)



地域の高齢者を招いて昔遊び
(飾磨高等学校)

小規模特認校制度の実施

令和5年4月から、筋野小学校と安富北小学校において、複式学級の解消等、学校の活性化を図ることを目的として、校区外(市内全域)からの通学を認める小規模特認校制度を実施し、地域や小規模校の特長を活かした教育活動を進めている。

○就学の条件 ※次の条件をすべて満たすこと

- ①保護者・児童が共に市内に居住していること
- ②小規模特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること
- ③保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、PTA活動や地域交流活動に最大限協力できること
- ④保護者の負担と責任により、児童を安全に通学させること
- ⑤原則として、卒業までの間、通学する意思がある(短期間の通学を認めるものではない。)



生き物調査・川遊び
(筋野小学校)



農園開き
(安富北小学校)

1-8 生徒指導の推進

時代の変化にも対応しつつ、教育課程の内外において健全育成の視点で適切な支援に努めることで、全ての子供が、自ら個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるようにする。

(24) 心の通い合う生徒指導の推進

令和6年度 重点項目

事業1-8-①

児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。

いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめ問題の克服に向けて取り組む。

「学校に、何でも相談できる先生がいる」と答えた児童生徒の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	67.5%	67.9%	68.3%
中学生	56.4%	57.0%	58.4%

主な取組	対象	担当課
生徒指導自立支援員配置事業	小・中・義	学校指導
不登校児童生徒支援員配置事業	小・中・義	学校指導

文部科学省
「生徒指導提要（改訂版）」
(2022.12月改訂)



(25) 啓発活動の推進

事業1-8-②

いじめ防止や仲間づくりをテーマとする児童生徒の主体的な活動を推進し、学校、家庭、地域社会で、いじめ問題等の課題を共有し、地域ぐるみで児童生徒を健全に育もうとする気運を高める。

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導
いじめ防止人権学習事業	小・中・義・特	人権教育
予防啓発活動事業	小・中・義・高・特	育成支援

(26) 教育相談事業の充実

事業1-8-③

いじめや不登校、問題行動などの多様化、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。さらに、適応教室等により、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。

不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエア（校内教育支援センター）の設置を進めるとともに、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援を行う。近年、社会問題となっているヤングケアラーへの支援についても対応する。

また、学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する幼児児童生徒のために学生ボランティアを派遣し、幼児児童生徒の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。



総合教育センター「教育相談について」

主な取組	対象	担当課
心に寄り添う相談活動事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援
カウンセラー配置事業	小・中・義・高・特	学校指導
スクールソーシャルワーカー活用事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導
学生ボランティア派遣事業	幼・小・中・義・特	学校指導

1-9 教職員の指導力等向上の推進

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていく力を育成するとともに、教育課題に関する研究の成果や教育情報等を発信することで、本市教育の取組の周知を図る。

(27) 校園内研修の充実

事業 1-9-①

学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を研修講師として招聘し、自校園の課題解決に向けた校園内研修を主体的・計画的に実施する。

主な取組	対象	担当課
「わかる授業」アクションプラン	幼・小・中・義・特	教育研修
スペシャリスト派遣事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
授業力向上推進校事業 (兵庫教育大学との連携推進事業)	幼・小・中・義・高・特	教育研修
教育実践研究助成事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

(28) 校園外研修の充実

事業 1-9-②

校園外研修を活用し、子供の人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、人間性や社会性を高める。また、未来のより良い社会と幸福な人生の創り手となる子供を育成するために必要な知識・技能を身に付けるとともに、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。加えて、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

主な取組	対象	担当課
教職員研修事業 ・ライフステージ別研修 ・職能研修 ・課題研修 ・パワーアップ研修講座 【特別研修】 ・新時代の学びを支えるICT活用研修	幼・小・中・義・高・特	教育研修



グループ協議を取り入れた初任者研修
(総合教育センター)

研修に参加することで、自分の資質・能力の向上を図れていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	87.5%	90.6%	90.4%
中学校	77.8%	75.2%	79.8%

(29) 教育課題に対する調査・研究

事業 1-9-③

教育委員会から委嘱を受けた教育研究員が、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を行い、その成果を様々な機会を通して広く学校園に発信する。

学校園の教育活動を支援する教育委員会の取組 (総合教育センター教育研修課)

○教育課題に対する調査・研究

主な取組	対象	担当課
教育研究員制度事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
自主研究会支援事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

【研究協力校】

研究テーマ 「ICT を活用した新しい時代の学び」

- ・ 第Ⅰ期 令和2年度～3年度 船場小学校、蒔野小学校、安富北小学校
- ・ 第Ⅱ期 令和3年度～4年度 安室中学校、山陽中学校、姫路高等学校
- ・ 第Ⅲ期 令和4年度～5年度 東小学校
- ・ 第Ⅳ期 令和5年度～6年度 神南中学校
- 令和5年度 安室中学校

【教育研究員】

研究テーマ

「教師力アップデート！自らの考えや課題を更新できる子供の育成を目指して」

【令和5年度 自主研究会】

- ・ SSTA 兵庫支部理科教育研究会
- ・ 生活・総合自主研究会
- ・ 令和の体育科教育について考える自主研究会
- ・ 生き生き学校保健自主研究会
- ・ 幼稚園教育自主研究会
- ・ 図画工作科自主研究会
- ・ 姫路一燈を掲げる会
- ・ みんなで話そう p4c 自主研究会
- ・ 小学校社会科自主研究会
- ・ 新算数教育研究会自主研究会
- ・ 特別活動自主研究会
- ・ 特別支援教育自主研究会
- ・ 教育環境向上自主研究会

○教育情報の収集及び発信

主な取組	対象	担当課
教育情報資料収集・発信事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
教育情報交流展事業（姫路きょういくメッセ）	幼・小・中・義・高・特	教育研修

○教材教具利活用の支援

主な取組	対象	担当課
教材教具利活用支援事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

Ⅱ 子供の学びを支える教育環境整備の推進

2-1 子供が安心して学べる環境づくりの推進

様々な教育ニーズに対する支援を進め、安全・安心で質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助などにより学ぶ意欲のある子供を支援する。

これらにより、子供が不安なく学校生活を送れるようにする。

(1) 学校給食の充実

事業2-1-②

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、安心・安全な学校給食の充実に取り組む。

学校給食を食育の「生きた教材」としてより一層の充実を図るため、地場産物の活用等の施策を推進していく。



中学校での給食（山陽中学校）

主な取組	対象	担当課
全員給食の実施	小・中・義・特	健康教育
地産地消の推進	小・中・義・特	健康教育

(2) 外国人児童生徒等受入れ体制の充実

事業2-1-③

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整や子供（外国人児童生徒等）の学習面・生活面での支援を行う際に必要となる母語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の派遣による受入れ体制の整備を行う。

また、在籍学級における教科指導型日本語指導の授業を実践する等、多文化共生教育の充実を図る。



日本語指導（東光中学校）

主な取組	対象	担当課
帰国・外国人児童生徒等受入促進事業	幼・小・中・義・特・高	人権教育

「外国人児童生徒受入れの手引き」
文部科学省（令和元年3月）

「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」
兵庫県教育委員会（令和2年3月）



(3) 働き方改革の推進

令和6年度 重点項目

事業2-1-⑥

教職員が幼児児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及びデータの共有化を推進する。さらには、外部人材の活用や、学校園及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図るなどして、働き方改革を進める。

また、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きがいのある職場環境づくりを進める。

主な取組	対象	担当課
スクール・サポート・スタッフ配置事業	小・中・義・高・特	教職員
勤務時間適正化検討会	幼・小・中・義・高・特	教職員
教職員 心の健康相談事業	幼・小・中・義・高・特	教職員
ひめじe-教育プロジェクト	幼・小・中・義・高・特	教育研修
メンタルヘルスに係るメンター制度	小・中・義・特	教育研修

姫路市立あかつき中学校（夜間中学校）

さまざまな事情により、義務教育を受けられなかった人や十分な教育を受けられないまま卒業し、学び直しを希望する人を対象にした県内唯一の単独校の夜間中学校である。

○入学対象者

入学する年の4月2日時点で15歳以上の人で、

- ①さまざまな理由により、義務教育を修了できなかった人
- ②不登校や病気等により、ほとんど中学校に通えなかった人

※外国籍者、市外在住者も対象



電気の特徴を確認する実験

○入学申込の流れ

入学希望者は、あかつき中学校に連絡の後、面談を行う（市外在住者は、住んでいる市町の教育委員会との面談も必要）。面談時に入学願書を受け取り、あかつき中学校へ提出する。

○学校の内容

週5日、平日の夜間（午後5時半頃から午後9時頃まで）に授業を行い、中学校すべての教科を学習する。一人一人の学力に応じたコース設定と学習指導を実施し、外国籍の人などには、必要に応じて日本語の支援を行う。学力状況や進路希望によって、2年生、3年生への編入も可能。

○問い合わせ

姫路市教育委員会事務局学校指導課 TEL079-221-2120

姫路市立あかつき中学校（平日午後1時15分～午後9時15分まで） TEL079-282-2118



姫路市立あかつき中学校
ウェブサイト

2-2 充実した学校教育環境の整備

ＩＣＴ環境の充実、望ましい学校園の規模・配置の実現、学校図書館における機能強化など、充実した学校教育環境の整備を図ることにより、子供たちの豊かな学びを実現する。

(4) 教育の情報化の推進

令和6年度 重点項目

事業2-2-①

教育委員会は、先端技術を活用した質の高い教育環境の実現や校務の効率化を図るため、教育の情報化を推進する。

- ・ＩＣＴ機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新
- ・機器環境整備、研修・研究、授業支援等の総合的な推進
- ・統合型校務支援システムの安全で安定した管理運用



環境問題についての調べ学習
(飾磨東中学校)

ＩＣＴ機器を活用した授業や学びの支援を行っていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	91.5%	92.7%	91.2%
中学校	83.2%	82.7%	87.1%

(5) 魅力ある学校図書館づくり

事業2-2-④

図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進するとともに、子供を取り巻く読書環境を整えることで調べ学習を支援する等、子供の学びに向かう力を育成する。



図書館を活用した読み聞かせ
(太市小学校)

主な取組	対象	担当課
学力向上推進事業	幼・小・中・義	学校指導
魅力ある学校図書館支援事業	小・中・義・高・特	学校指導
学校図書館魅力アップ事業	小・中・義・高・特	総務・学校指導

読書が好きだと答えた児童生徒の割合（国調査）※

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	75.2%	69.2%	68.8%
小学生(国)		73.1%	71.8%
中学生(市)	70.2%	66.9%	65.7%
中学生(国)		68.2%	66.0%

※令和3年度は市調査による数値

2-3 学校と地域等の協働体制の構築

学校・家庭・地域が目標を共有して連携と協働を進め、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子供の成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、学校のみならず社会全体で子供を見守り、育てる体制を構築する。

(6) 地域住民による学校運営参画の推進

事業2-3-①

学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を構築する。

学校園の教育目標や地域と連携した教育活動などについて、学校・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。

主な取組	対象	担当課
学校評議員制度	幼・小・中・高・特	学校指導
学校運営協議会制度	小・中・義	学校指導

(7) 学校サポート・スクラムチームの活用

事業2-3-④

教育委員会は、複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、子育て支援室、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

主な取組	対象	担当課
学校サポート・スクラムチーム事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導

(8) スクールヘルパー制度の充実

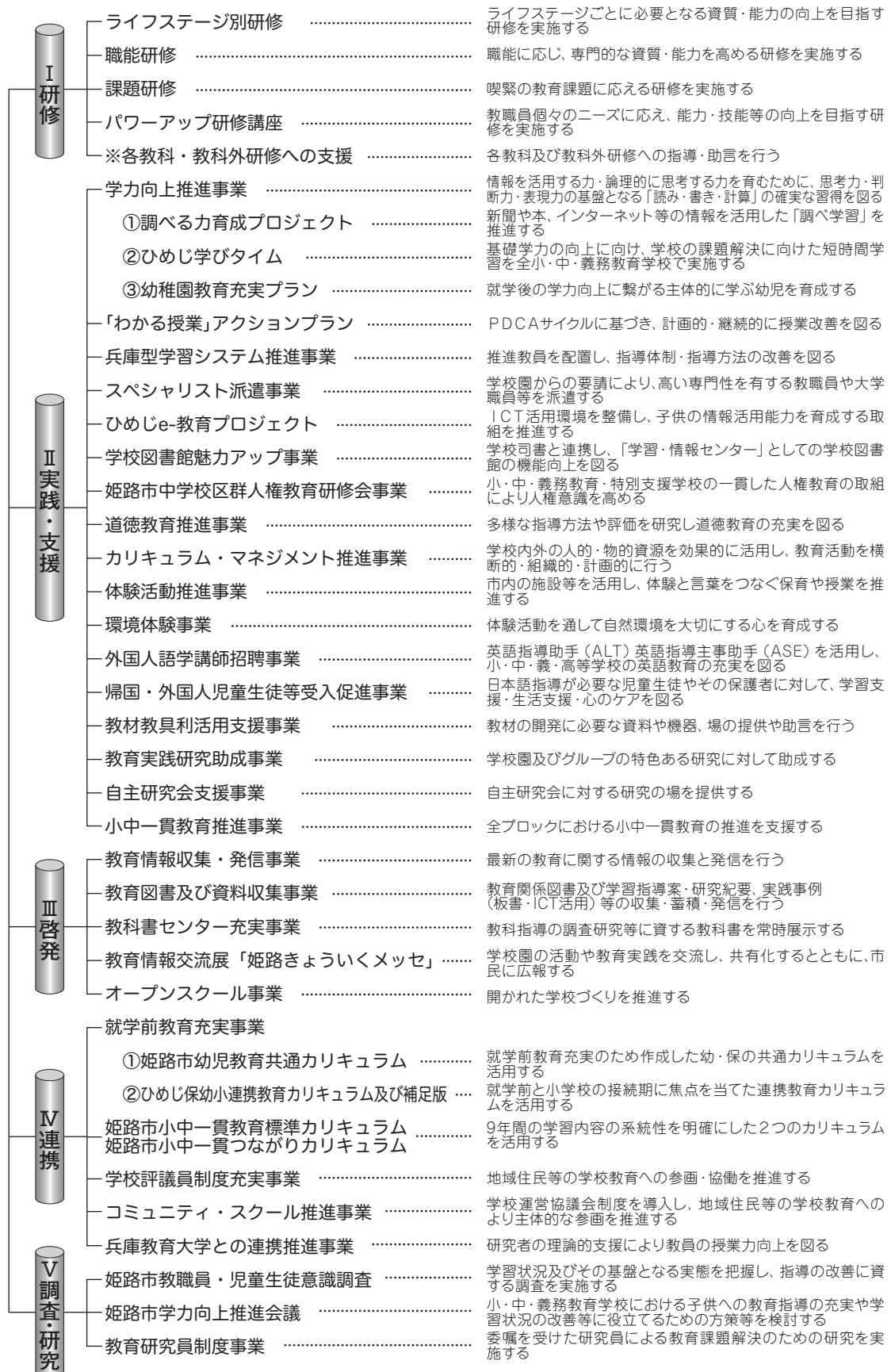
事業2-3-⑤

地域住民、PTA等の協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

主な取組	対象	担当課
スクールヘルパー事業	小・義・特	健康教育
スクールガードリーダー事業	小・義・特	健康教育

姫路市の学力向上関連施策の体系

◇子供の学力向上を図るため、教職員の授業力や教師力を高める取組を総合的に推進する。



5 教 育 指 導

(1) 学校園訪問指導

① 連絡訪問

教育委員会と学校園との連携を密にし、各学校園の教育の充実を図るため、訪問指導する。

- ・教育課程や学習指導、教育活動全般に関する専門的事項についての指導、助言
- ・各学校園の管理運営上の諸問題についての指導、助言

(学習指導、生徒指導、特別支援教育、小中一貫教育その他の教育活動の実態。施設、設備、諸帳簿等の管理状況。)

② 要請訪問

学校園の研究計画、教科指導、生徒指導、その他、教育実践上の課題解決のため、各学校園からの要請に応じて学校園を訪問し、指導、助言にあたる。近年、教科研修や課題教育に関する各学校園の校内研修が活発になり、多くの学校園から、幅広い訪問要請があがっている。

(2) 生 徒 指 導

① 方 針

人権尊重の精神に徹し、地域社会に生きる人間として、児童生徒の健全育成を目指し、自己指導能力のあるところ豊かな児童生徒を育てる。そのために、児童生徒理解の深化に努め、家庭や地域社会・関係機関との連携を密にした生徒指導に取り組む。特にいじめや問題行動に対しては、未然防止、早期発見、初期対応を重視して取り組み、再発防止に努め、継続的な観察・指導を行う。

ア 組織的・計画的指導体制の確立とその機能強化に努める。

イ 問題行動発生時において、初期対応の重要性を認識し、効果的な指導を行う。

ウ 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、学級経営の充実を図る。

エ 自尊感情・自己有用感や社会性を育むため、開発的・予防的生徒指導に努めるとともに、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える発達支持的生徒指導を推進する。

オ 児童生徒一人一人が自己存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、安全・安心な学校風土の中で自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりに留意する。

カ 教育相談体制を整え、児童生徒の学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指す。

キ 児童会活動・生徒会活動等の特別活動を活発化し、学校生活における充実感を体得させ、集団や社会の一員としての自覚を高める。

ク いじめ問題や不登校に対して、校内外における協力体制を確立し、組織的に対応する。

ケ 家庭・地域社会・関係機関との連携を密にして取り組む。

コ 異校種間・学校間の連携を一層深める。

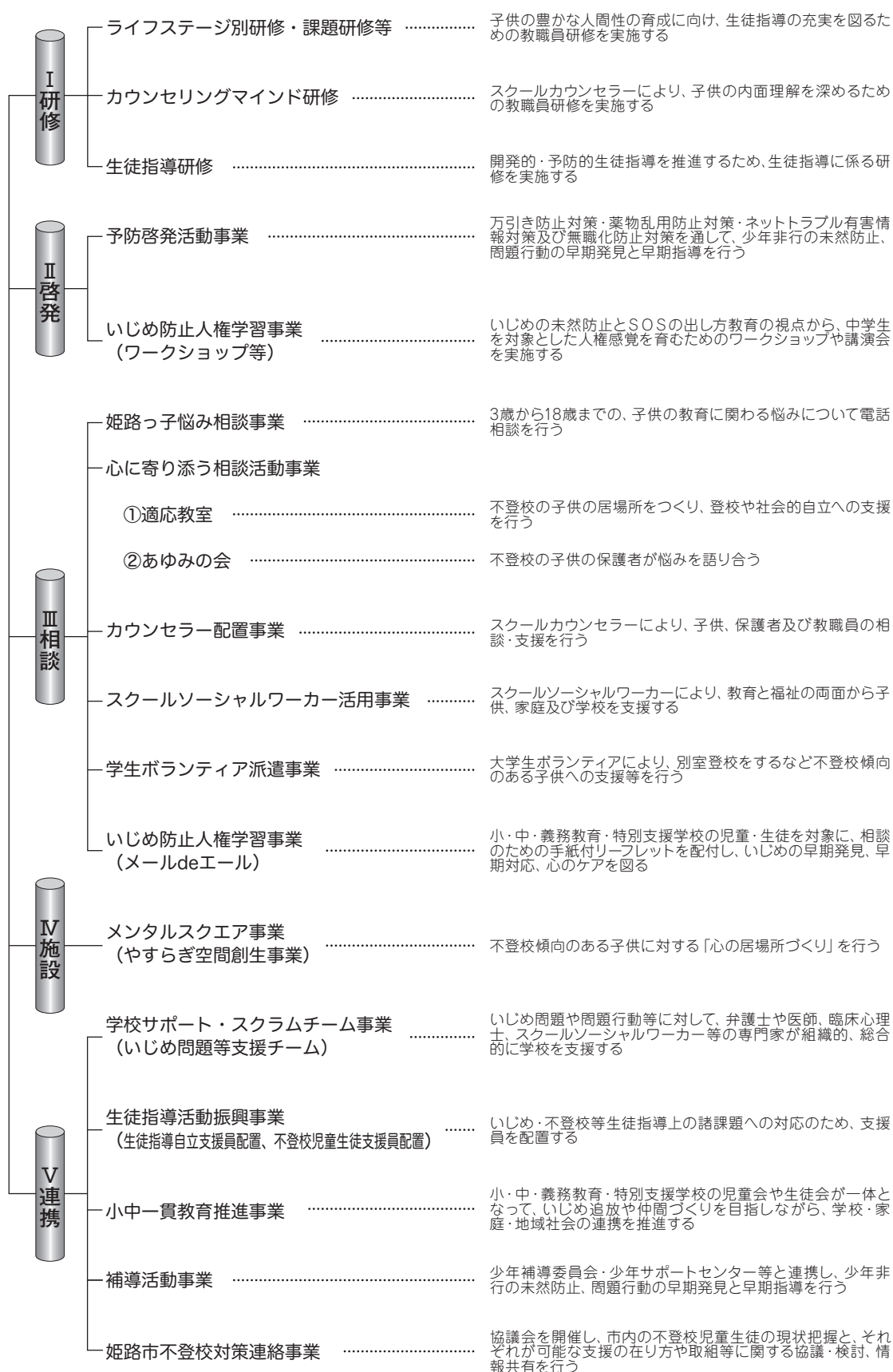
サ いじめ問題や対応の難しい事案については、学校サポート・スクラムチーム（いじめ問題等支援チーム）等を積極的に活用する。

② 生徒指導関連施策の体系

次ページ参照

姫路市の生徒指導関連施策の体系

◇子供の自立を支援するため、学校園・家庭・地域社会・関係機関の行動連携を総合的に推進する。



(3) 進路指導

- ① 児童生徒一人一人の特性、能力、興味、希望等を生かし、将来の生き方への関心を深めさせ、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できるように校内の進路指導組織を強化し、計画的、継続的な指導、支援に努める。

- ア 進路学習の充実
- イ 個別指導の重視
- ウ 学級指導の充実
- エ 望ましい勤労観、職業観の育成
- オ 情報の収集や整理

② 進学指導

生徒の能力、適性、興味、希望が生かされるよう学校選択を援助するとともに、キャリア教育などを通じ学ぶ意義を認識させるなど、学習に意欲をもって取り組む指導を徹底する。

③ 就職指導

就職指導を適切、かつ効果的に行うため、本人の興味、適性、能力、希望等が生かされるよう、ハローワークの協力を得るとともに、各事業所の情報を収集し、各学校において計画的な就職指導を行う。

(4) 国際理解教育

グローバル化の進展に対応した人材の育成を目指して、海外姉妹都市及びJ E Tプログラムから、外国人語学講師 22 名を雇用している。

① 高等学校外国人語学講師 4 人（内訳、フェニックス 4 人）

- ア 琴丘高校に 2 人、姫路高校・飾磨高校に各 1 人を通年配置
- イ コミュニケーション能力を高めるための授業支援
- ウ 特別活動及び課外活動への協力
- エ 海外姉妹都市青少年交流事業への協力

② 中学校外国人語学講師 18 人（内訳、フェニックス 10 人、アデレード 2 人、J E Tプログラム 6 人）

- ア 市立各中学校及び義務教育学校後期課程の大規模校に 2 学期間、小規模校に 1 学期間 1 人を配置
- イ コミュニケーション能力を高めるための授業支援
- ウ 特別活動及び課外活動への協力
- エ 海外姉妹都市青少年交流事業への協力
- オ 小学校外国語の授業支援

③ 交換教師 1 人のアデレードへの長期派遣（隔年で 1 年間、2022 年度は中止）

④ 市立高校生の海外姉妹校相互派遣

⑤ 小学校外国語指導補助員の配置

市内小学校及び義務教育学校前期課程で英語専科が配置されていない学校の希望する学年の学級に年間 8 時間程度派遣し、学級担任等とともに T・T 授業を行い、教員の実践的指導力向上を図る。

(5) 各種校外行事

行 事 名	対 象	会 場	実 施 時 期
自 然 学 校	小学校 5 年生	藤 ノ 木 山 南 但 馬 自 然 学 校 他	5 月～12 月 (4泊 5 日で実施)
体 験 活 動 推 進 事 業	幼稚園 5 歳児 小学校 4 年生 中学校 1 年生	(幼・小) 市内公共施設、企業等 (中) 県内公共施設、企業等	5 月～3 月
姉妹都市中学生オンライン交歓会	中学生 18 人	姫路市立総合教育センター	8 月 2 日
姫 路 市 小・中 学 校 演 奏 会	小・中学校児童生徒	ア ク リ エ ひ め じ	10 月・12 月
ニ ュ ー ・ イ ヤ ー ・ コ ン サ ー ト	小・中学校児童生徒	パ ル ナ ソ ス ホ ー ル	1 月

※義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校と読み替える。

(6) 安全教育（防災教育）

子供に危険予測・危険回避の能力を身に付けさせるために「校区安全マップ」や「防犯教室」、「交通安全教室」等を活用して、積極的に安全教育を推進している。また、「学校災害対応マニュアル作成指針」を参考に各校園における状況に応じたマニュアルを作成し、学校園での防災・安全体制の充実を図り、家庭・地域社会との連携を強め、組織的・計画的な防災教育や減災教育を通して自らの生命を守る能力・態度や「共生」の心を育むなど、より実効性の高い危機管理体制を整備している。

① 研究活動

安全教育担当者会を中心に、生活安全・交通安全・学校防災に関する実践研究などを行っている。

② 安全指導

年間計画に基づき視聴覚教材等を活用した安全指導を行っている。また、毎学期 1 回以上の避難訓練、毎月 1 回校舎内外の安全点検、登下校の安全指導、さらに正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の指導を実施している。

③ 通学（園）の安全

幼稚園は保護者の送迎、小学校及び義務教育学校前期課程は小集団登校を基本に安全な登下校（園）を実施している。また、各学校において通学路の安全点検等を行い、通学路の安全確保に努めている。

6 幼稚園教育

本市の幼稚園教育は、明治 29 年の創立に端を発している。その後、市立幼稚園の設置が重要施策として進められてきたが、近年の少子化や保育所需要の増大に伴う園児数の大幅な減少を受け、幼稚園規模の適正化及び新たな振興施策の充実に向け、平成 19 年 9 月策定の「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」を、平成 23 年度完全実施し、すべての園において 2 年保育を実施している。また、平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」のスタートにより、令和 2 年度までに 10 園が幼保連携型認定こども園へ移行した。現在 33 園の市立幼稚園となり、内 10 園においては 3 歳児保育を実施している。

「心身の調和のとれた発達を図る幼児教育」を目指し、豊かな心と健やかな体を育てるために、幼稚園教育要領に基づいた望ましい環境の中で同年代の幼児とのかかわり、自然や動植物との触れ合い、地域行事への参加や地域の人々とかかわりなど、体験を通した学びが積み重ねられる実践研究に取り組み、幼児教育の充実に努めている。

7 高等学校教育

市内には市立高等学校3校（姫路高、琴丘高、飾磨高、いずれも全日制）、県立高等学校13校（全日制12校（内1校通信制併設、1校多部制併設）、定時制1校）、私立高等学校6校があり、それぞれ特色を生かした教育が行われている。

(1) 市立高等学校の概要

ア 学校別生徒数（令和6年5月1日現在）

学 校 名		生徒数（人）
姫路高校	普 通 科	711
琴丘高校	普 通 科	594
	国際文化科	118
飾磨高校	普 通 科	716

イ 令和6年度の努力目標

① 姫路高校 ・ 困難にくじけない生徒の育成

様々な教育活動を通じて、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を育成する。

・ 基礎・基本の徹底と自ら考え学びを深める力の育成

確かな学力の定着を図るため、これまでの教育活動に加え、「主体的・対話的で、深い学び」につながる「探究」を取り入れた教育を推進する。

・ 進路指導の充実

キャリア教育の充実を図り、生徒自らが主体的に将来の進路を展望し選択できる態度を育成する。

・ 自他の尊重と国際理解の推進

自他を尊重する思いやりの心を育成し、海外姉妹校交流等を通して国際感覚を涵養する

② 琴丘高校 ・ 日常的な学習意欲の喚起及び授業改善を両輪にして、確かな学習を身に付けさせる。

・ 挨拶や清掃の励行、学校行事や部活動等の活性化に努め、調和のとれた心身の発達を促す。

・ キャリア教育の充実に努め、主体的に将来の進路を展望し、選択できる態度を育成する。

・ 積極的に情報を発信し、保護者や地域社会の期待に応える教育活動を展開する。

・ 地域・日本・国際社会について体験的に学び、国際感覚豊かな生徒を育成する。

③ 飾磨高校 ・ 生徒一人ひとりの能力や適性に応じた指導に努め、生徒の本気を引き出し、自信をつけさせる教育活動を展開していく。

・ 部活動や体験活動の充実に努め、生徒が「したいこと」に、とことん打ち込む体験の機会を設けることで、健全で強靱な心と身体の育成を図る。

・ キャリア教育の充実に努め、本気で生きている人に出会う機会を通して、自らの将来に対する指針をもつことの大切さを実感させる。

・ I C T教育の環境や図書室など、教育環境の充実を図る。

・ 教職員の資質向上に努め、家庭・地域との連携のもと、より質の高い教育活動を推進する。

ウ 高校教育の特色づくり

① 姫路高校 ―自分らしい未来を見つけよう―

・ 将来を見据えたキャリア教育の充実

大学進学を高校教育の終点とせず、生涯にわたって学び続ける意欲を向上させ、高度な情報化やグローバル化が進展する現代において、主体的に生き抜くための確かな学力を身に付けることを目的とする。

・ 真の学力を身に付ける探究活動を重視している。

- ・**探究科学コース** 1年生ではポートフォリオ作成やメモの取り方、情報収集・整理など探究活動に必要な知識・技能を身に付け、先輩の探究テーマを再探究することを通して課題設定方法を学ぶ。2年生では理系・文系に分かれ、理系は実験・観測などを行い、文系は国際問題に取り組み、並行して、自らが設定した課題（問い）に対して仮説を立て、収集・整理した情報を活用しながらポスター制作・発表を通して表現力を養う。3年生では探究活動を通して培った思考力・判断力・表現力を生かして進路実現に向けて今まで学んだことを総合的に実行することによって、将来、社会で活躍するための準備をととのえる。

② 琴丘高校 ―自国の歴史と文化に誇りを持ち、国際感覚豊かな地域社会の担い手を育成―

- ・創立110年の長き歴史を重ね、姫路市内でも良き伝統を誇る学校である。市街地にありながら、緑深い山々に囲まれ、四季の移ろいを肌で感じられる抜群の自然環境をいかした教育活動を展開していく。生徒一人一人の個性を伸長するため、多様なカリキュラムを構築し、きめ細やかな進路指導を行っている。
- ・**国際文化科** 国際的な視野に立って、国内外の諸問題を探究する力を育成するため、「文化研究」「メディアイングリッシュ」等の専門科目を開設し、20人ずつに分割して行う少人数授業を展開している。第2外国語（スペイン語・韓国語・中国語）の選択も可能で、ネイティブスピーカーと日本人によるチームティーチングを実施している。姫路市の海外姉妹都市（米国・豪国）から招いた教職経験豊かな2人の外国人講師による少人数授業を実施し、語学力並びに国際理解力の向上を図っている。

③ 飾磨高校 ―新しい自分を見つけよう―

- ・生徒一人一人の進路実現を図るために、生徒個々の主体性と個性の伸長を尊重した教育活動を展開し、生き生きとした学校づくりを目指している。
- ・継続的な老人ホームでのボランティア活動、生徒会を中心にした奉仕活動を生徒の主体性・自主性を生かして実施している。
- ・部活動や体験活動の充実に努め、生徒が「したいこと」ととことん打ち込む体験の機会を設けることで、健全で強靱な心と身体の育成を図っている。
- ・本気で生きている人に出会う機会を通じて、将来に対する指針を持つことの大切さを実感させるようキャリア教育の充実に努めている。
- ・**健康福祉コース** 介護・福祉を中心に幅広く学び、介護職員初任者研修や移動支援従事者・同行援護従事者（ガイドヘルパー）の認定を目指す。高齢社会という時代の要請に応え、かつ、市民の幸せづくりに貢献し、福祉社会でリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的としている。

8 特別支援教育

(1) 方針

発達障害を含む特別な支援を要する障害のある子供の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向け、教職員の専門性の向上に努める。

また、発達障害等のある子供が学びやすい授業づくりに取り組むとともに、校内外支援委員会を中心とした支援体制や個別の指導計画による支援の充実に努めるなどの「合理的配慮」の提供に努める。また、専門的な支援が求められる場合は、専門家の派遣や関係機関との連携を進める。

- ① 特別な支援を必要とする子供が、明るく、生き生きと生活し、自立を目的とした学校生活を送ることができるように指導・支援する。

- ② 教育支援（連携支援・地域支援）の充実を図り、一人一人の障害の状況や課題に応じた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導の一層の充実に努める。
- ③ 幼稚園や小・中・義務教育学校の通常学級に在籍するLD、ADHDを含めた障害のある子供に対する支援については、特別支援教育支援員を配置するなど組織的な支援体制を組んで指導・支援にあたる。
- ④ 校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に障害のある子供への理解を深め、適切な支援について検討するため、校園内研修や校園内委員会を充実させる。
- ⑤ 障害のある子供と障害のない子供とがともに学び合う交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍している子供の副籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る。
- ⑥ 書写養護学校は、医療的ケア体制の更なる充実を図るとともに、特別支援教育のセンター的機能としての専門性を生かし、小・中・義務教育学校に積極的な支援を行う。

(2) 特別支援学級

① 特別支援学級（弱視）

平成18年度姫路市で初めて勝原小学校に設置した。平成24年4月より東小学校、平成25年4月より曾左小学校に設置した。令和6年度は、曾左小学校、四郷学院（後期課程）に設置している。

② 特別支援学級（難聴）

昭和39年度城南小学校に文部科学省（当時は文部省）指定として設置した。その後昭和44年度に白鷺中学校、昭和50年度から60年度まで城南幼稚園にも設置した。令和6年度は、城西小学校、荒川小学校、高浜小学校、網干小学校と白鷺小中学校（前期課程・後期課程）、坊勢中学校に設置している。

③ 特別支援学級（知的障害）

昭和25年度城北小学校に設置して以来、必要に応じて順次設置し整備している。令和6年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）79学級、中学校・義務教育学校（後期課程）33学級で計112学級設置している。

④ 特別支援学級（肢体不自由）

昭和29年度広畑小学校に設置し、その後、昭和35年度書写養護学校設立にともない統合された。しかし、平成9年度飾磨西中学校に再び設置し、以降必要に応じて設置している。令和6年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）11学級、中学校6学級で計17学級設置している。

⑤ 特別支援学級（病弱）

昭和43年11月、腎臓ネフローゼによる長期療養児童生徒を対象に、姫路赤十字病院及び独立行政法人国立病院機構姫路医療センター（当時は国立姫路病院）内に設置し、医師により許可された児童生徒の学習指導を行っている。平成13年11月、姫路赤十字病院の移転に伴い、校区が城西小学校・琴陵中学校から高岡西小学校・高丘中学校に変更された。在籍児童生徒の状況に応じ開級し、必要な学習を行っている。現在は、通常学校においても必要に応じ設置している。令和6年度は安室小学校、高浜小学校、灘中学校、飾磨東中学校、飾磨西中学校、朝日中学校に設置している。

⑥ 特別支援学級（言語障害）

昭和48年度城南小学校に設置したが、平成3年度以降は該当児童生徒がなく設置していない。

⑦ 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

昭和47年度東小学校に設置し、その後、必要に応じて設置している。現在は、自閉スペクトラム症の診断のある児童生徒も対象としているため、学級数は年々増加しており、令和6年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）109学級、中学校・義務教育学校（後期課程）39学級で計148学級設置している。

特別支援学級数及び特別支援学級在籍児童生徒数（令和6年5月1日現在）

	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	言語	自・情	合計
小学校 義務教育学校 (前期課程)	79	11	2	1	5	0	109	207
中学校 義務教育学校 (後期課程)	33	6	4	1	2	0	39	85
合計	112	17	6	2	7	0	148	292
	389	17	3	1	6	0	597	1,013
	141	6	4	1	2	0	201	355
	530	23	7	2	8	0	798	1,368

上段は学級数

下段は在籍数（人）

(3) 通級による指導

平成11年度、軽度の言語障害の児童を対象として通級による指導のための教室を安室東小学校に設置した。平成18年度に「学校生活支援教員」としてLD、ADHD等の児童を対象とした通級による指導のための教室を増位小学校に設置した。令和6年度は、小学校（義務教育学校前期課程）25教室、中学校（義務教育学校後期課程）6教室の計31教室を設置している。

通級による指導教室数及び通級による指導教室在籍児童生徒数（令和6年5月1日現在）

	教 室 数	在籍児童生徒数（人）
小学校 義務教育学校 (前期課程)	25	253
中学校 義務教育学校 (後期課程)	6	75
合計	31	328

(4) 特別支援学校

市内の3小学校、2中学校に設置されていた肢体不自由学級を統合する形で、昭和35年に肢体不自由養護学校として書写養護学校を設立した。昭和42年には高等部別科を開設し、昭和47年本科に昇格した。現在の書写山麓に移転したのは昭和44年のことである。平成19年の法改正に伴い、特別支援学校となるが、名称は姫路市立書写養護学校のままとした。令和2年度には高岡病院内に分教室（病弱・小中学部）を設置した。

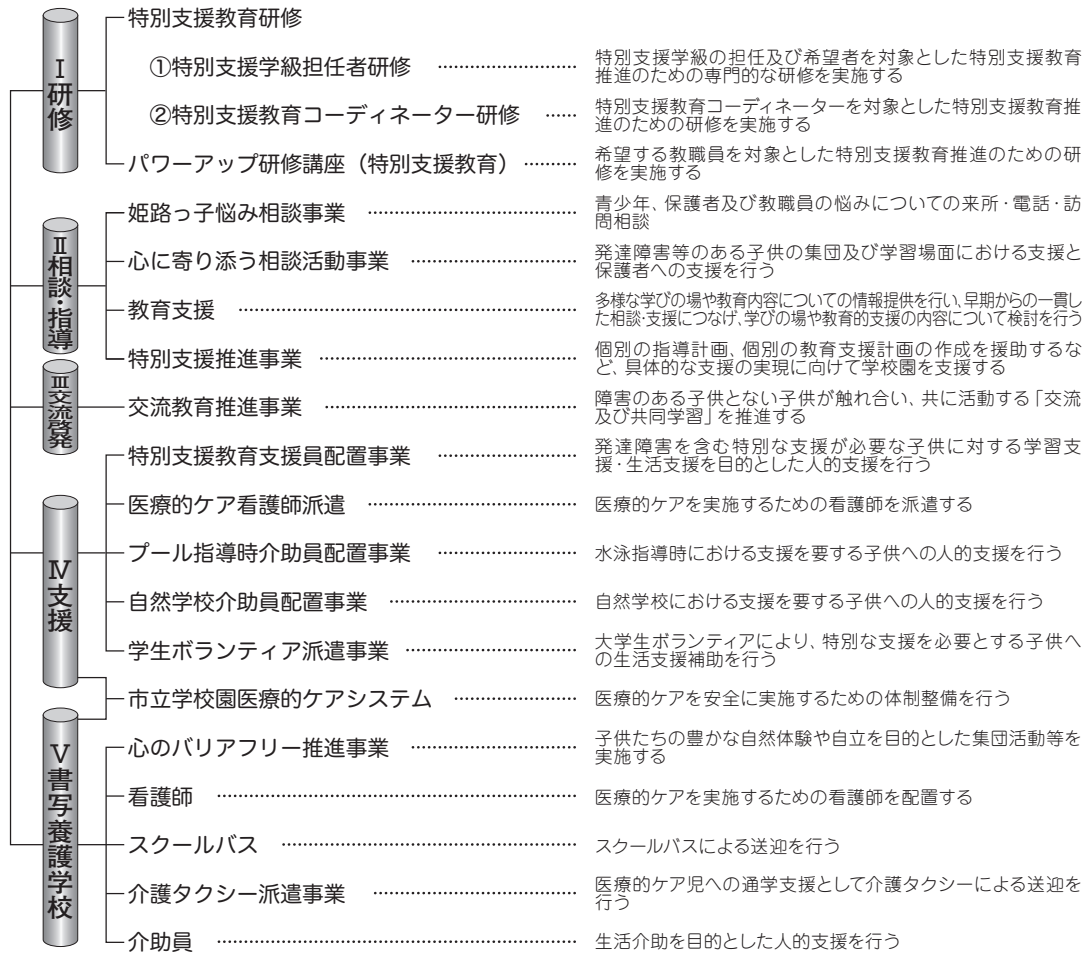
書写養護学校学級数及び在籍児童生徒数（令和6年5月1日現在）

	小 学 部	中 学 部	高 等 部	合 計
学 級 数	10（10）	9（6）	13（10）	32（26）
在籍者数 （ 人 ）	24（24）	23（16）	28（25）	75（65）
分 教 室 在籍者数 （ 人 ）	2	1		3

（ ）内は重複障害で、内数
在籍者数は人数

姫路市の特別支援教育関連施策の体系

発達障害を含む特別な支援を必要とする子供の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培う



支援を要する幼児児童生徒の多様な学びを支える仕組み

通学区域の特別支援学校

特別支援学校（小・中・高等部）

- 知的障害
 - 県立姫路特別支援学校
 - 県立姫路しらさぎ特別支援学校
- 聴覚障害
 - 県立姫路聴覚特別支援学校
- 肢体不自由
 - 姫路市立書写養護学校
 - 県立和田山特別支援学校
- 病弱
 - 姫路市立書写養護学校分教室
 - 県立上野ヶ原特別支援学校
- 視覚障害
 - 県立視覚特別支援学校
- 知的障害（高等部）
 - 姫路市立書写養護学校分教室
 - 県立高等特別支援学校
- 肢体不自由（高等部）・知的障害（高等部）
 - 県立播磨特別支援学校

通学区域の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

特別支援学級（小・中・義務）

- 特別支援学級（弱視）
- 特別支援学級（難聴）
- 特別支援学級（知的障害）
- 特別支援学級（肢体不自由）
- 特別支援学級（病弱・身体虚弱）
- 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

通常の学級（小・中・義務）

通級による指導（小・中・義務）

言語障害、自閉症、LD、ADHD等の児童生徒に対する通級による指導

特別支援教育
支援員
配置事業

医療的ケア
看護師
派遣事業

プール指導時
介助員
配置事業

自然学校
介助員
配置事業

姫路市特別支援教育推進会議

姫路市における特別支援教育体制整備の推進に資するために、本市の特別支援教育の課題について協議する。

医療・福祉・教育機関等と連携し、学校園に対し助言を行う

姫路市教育支援委員会

保護者・学校園からの申請に基づき、専門的な見地により適切な指導や支援、配慮及び就学先等について審議する。

特別支援推進事業【教育支援（連携支援・地域支援）】

連携支援ファイル（個別の指導計画、個別的教育支援計画、移行支援シート）の作成等具体的な支援の実現に向けて学校園を支援する。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」について学校と保護者（本人）、教育委員会が変更及び調整を行う

9 就 学 事 務

(1) 新入学児童生徒

小学校、中学校及び義務教育学校への就学予定者（外国人を含む）の保護者に、入学期日及び就学すべき学校を通知する。

(2) 転入学児童生徒

転入児童生徒の保護者に、転入の際、住民窓口センター、各地域事務所・支所・出張所・サービスセンター・駅前市役所において就学すべき学校を通知する。

(3) 市外からの就学

特別な事情により、当市周辺市町から市立小・中・義務教育学校への就学希望者がある場合、区域外就学について当該市町村教育委員会と協議している。

(4) 就学援助・奨励

① 要・準要保護児童生徒就学援助

小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難と認められる場合、その保護者に対して学用品費等、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部、学校給食費及び医療費（学校病）の援助を行う。

② 特別支援学級児童生徒就学奨励

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため、保護者の負担能力の程度に応じ学用品費等、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部、学校給食費及び通学費等の援助を行う。

(5) 市立高校の授業料等に関すること

経済的理由により授業料・入学金の納付が困難と認められる保護者に、授業料・入学金を免除又は減額している。

10 学 校 保 健

学校における幼児・児童・生徒・教職員の心身の健康の保持増進のためには、保健教育と保健管理の充実を図るとともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の協力の下、学校・家庭・地域社会の三者が連携して組織的に取り組み、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に努めなければならない。

学校では学校保健計画を作成し、健康診断、健康観察の結果を踏まえ、健康課題の解決や健康の保持増進のための事後措置及び保健指導・保健教育並びに環境衛生の維持改善等保健管理の充実に取り組んでいる。

(1) 健康診断

① 定期健康診断等

定期健康診断を原則として4月から6月までに実施し、疾病及び異常を早期に発見し早期受診を勧告している。また、修学旅行、学校水泳等の事前に、必要に応じて学校医による健康相談を実施し、参加に当たっての適切な保健指導を行う等健康管理の充実を図っている。

翌年度の就学予定者には就学时健康診断を実施し、結果に基づき受診勧告し、初めての就学に当たって保健上必要な助言を行っている。

その他、各学校では、健康診断結果から健康課題を把握し定期的かつ継続的に、健康観察・保健指導・健康相談を行い、健康管理・健康教育の活性化を図っている。

② 心臓検診

心臓の疾病及び異常の有無を早期に発見するため、小学校1年生及び4年生、中学校1年生（あかつき中学校は入学者及び編入学者）並びに高等学校1年生（それぞれ義務教育学校及び特別支援学校の相当学年の児童生徒を含む。）を対象に、姫路市医師会に委託して集団検診（12誘導心電図検査）を実施している。また、定期健康診断の際には、全員を対象に、聴打診を実施している。

③ 尿検査

腎臓病等の早期発見のため、全員を対象に、蛋白・糖・潜血の検査を実施している。

④ 脊柱検査

中学校1年生（あかつき中学校は除く）及び義務教育学校7年生を対象に、整形外科医による視診・触診により実施している。

(2) 学校環境衛生

各学校の学校薬剤師は、学校環境の維持改善を図るため、各種の環境衛生検査を行い、その結果に基づき指導助言を行っている。

(3) 肥満児対策

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下第12項までにおいて同じ。）においては、姫路市学校保健会へ委託し、姫路市医師会の協力を得て肥満児対策を実施している。また、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下第12項までにおいて同じ。）においても、肥満度の動向について調査している。

(4) 性教育

近年、性情報の氾濫等、子供を取り巻く社会環境が大きく変化しており、子供たちが心身の成長発達について科学的に学び正しい知識を習得するとともに、自分や他者の価値を尊重し適切な意志決定や行動選択ができるようにすることが課題である。「自他の生命を大切に、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指し、「性教育指導の手引き」を活用しながら、発達段階に応じて小・中・高で系統立てた性教育に取り組んでいる。

(5) 教職員の研修

文部科学省・県主催の各種研修会に積極的に参加するとともに、養護教諭研究会、小学校健康教育担当者会、中学校性教育担当者会等において、講演会や研究発表会を開催し、保健教育・保健管理に関する指導者としての資質向上に努めている。

国・県・市の幼児・児童・生徒身体平均表（令和5年度）（国・県は令和4年度、市は令和5年度）

区 分	身長（cm）						体重（kg）					
	男 子			女 子			男 子			女 子		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
幼稚園	111.1	111.1	109.1	110.2	110.7	110.9	19.3	19.3	18.7	19.0	19.2	17.9
小学校1年	117.0	117.6	116.5	116.0	116.1	115.8	21.8	22.1	21.5	21.3	21.2	21.1
小学校2年	122.9	123.1	122.7	122.0	121.9	121.7	24.6	24.7	24.5	24.0	23.8	23.7
小学校3年	128.5	128.7	128.5	128.1	127.4	127.5	28.0	27.9	27.8	27.3	26.5	26.9
小学校4年	133.9	133.7	133.7	134.5	134.7	133.8	31.5	30.6	31.4	31.1	30.7	30.4
小学校5年	139.7	139.2	139.5	141.4	141.0	140.9	35.7	35.3	35.2	35.5	34.9	34.9
小学校6年	146.1	145.8	145.7	147.9	148.0	147.3	40.0	39.0	39.2	40.5	39.9	40.0
中学校1年	154.0	154.1	153.5	152.2	151.8	151.8	45.7	45.6	45.2	44.5	43.5	43.7
中学校2年	160.9	160.1	160.6	154.9	154.6	154.6	50.6	49.3	50.2	47.7	47.0	47.5
中学校3年	165.8	165.3	165.4	156.5	156.6	155.9	55.0	54.5	54.3	49.9	50.1	49.7
高等学校1年	168.6	168.6	167.9	157.2	157.0	156.9	59.1	59.6	57.6	51.2	50.9	50.4
高等学校2年	169.9	170.5	169.7	157.7	157.7	157.0	60.7	60.8	58.6	52.1	52.3	51.2
高等学校3年	170.7	170.9	170.8	158.0	158.1	157.5	62.5	62.3	60.5	52.5	52.4	51.8

11 学 校 体 育

心と体を一体としてとらえ、運動・スポーツに親しむ習慣や態度を身に付けるとともに、バランスのとれた生活や成長に配慮し、生涯にわたって活力ある生活を送るための基礎となる体力・運動能力を高めるよう努める。また、児童生徒の自主的・自発的な活動を通して、健康の保持増進や個性・能力の伸長を図りながら、充実した学校生活の場になるよう努める。

さらに、児童生徒の体力低下や運動する・しないの二極化の問題に対応するため、各校の体力における実態を把握・分析し、各校の実情にあわせた「体力向上 1 校 1 実践運動」を継続的に展開している。

(1) 研 究 活 動

小学校体育研究会では、年 2 回の研究授業を通して、令和 6 年度は「自分もみんなもめっちゃおもしろい体育学習」をテーマに研修に励んでいる。令和 6 年度「第 34 回近畿小学校体育研究大会」が姫路で開催される。

中学校体育研究会では、「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育成するため、体育分野と保健分野の指導力向上研修に励むとともに、心身ともにたくましい生徒の育成に励んでいる。

その他に、小・中学校体育研究会では、各領域やブロックでの地道な研修を積み重ねるとともに、年 1 回研究発表大会を開催し、成果や課題を共有し研究を深めている。また、兵庫県学校体育研究大会において、毎年姫路市から 3 名が研究を発表し、姫路市の実践を広めると同時に、他市町の実践を学ぶことによって、さらなる研究活動の発展を図っている。

(2) 教職員の研修

各領域の研修会、研究協議会等を開催するとともに、小学校体育研究会、中学校体育研究会によって教職員のニーズに応じた実技研修会を行い、絶えず会員相互、時には校種を越えて研修に励み、一人一人の指導力の向上に役立てている。また、各体育連盟が協力した各種競技会の開催や指導者研修会の実施を通して児童生徒の意欲向上を図っている。さらに、文部科学省・県主催の各種研修会にも、積極的に参加し、正しい理論や指導法の習得を目指している。

(3) 学校体育行事

運動会・体育大会・校内競技会・遠足等の行事を計画的に立案し、運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図り、健康に関する意識や実践意欲を高める行事を実践している。

12 学 校 給 食

(1) 規模及び内容

単独校調理場方式では、市内三つのブロック献立に基づき、小学校 59 校、特別支援学校 1 校で約 28,200 食の完全給食を実施している。また、同献立に基づき、林田中学校においても親子方式で約 120 食の完全給食を実施している。

共同調理場方式では、各給食センターの献立で、北部学校給食センターでは中学校 16 校で約 6,300 食、南部学校給食センターでは中学校 12 校で約 7,400 食、夢前学校給食センターでは小学校 8 校・中学校 4 校で約 1,600 食、家島学校給食センターでは小学校 2 校・中学校 2 校で約 240 食の完全給食を実施している。

(2) 年間実施回数

単独校調理場方式、親子方式、共同調理場方式とも、1 年間に最大 189 回の実施を予定しており、子供たちに変化を味わっている変わりごはんや変わりパン、地場産のたけのこやれんこん等を使用した郷土食、節分や七夕等の行事食、外国の姉妹都市料理を献立に取り入れている。

(3) 指 導・管 理

① 給食指導

食事の正しいあり方の体得・食事を通しての好ましい食習慣の確立・人間関係の育成及び児童生徒の心身の健全な発達をねらいとし、正しく楽しく食事をする。給食時の清潔や環境の整備の指導を行う。

② 衛生管理

学校給食調理従事者には、定期健康診断・定期検便（月２回）を実施している。また、日常点検票、個人別健康点検票、物資検収・保存食簿及び諸帳簿の記録など、毎日、衛生管理の徹底を図っている。

③ 物資の管理

物資の数量確認・温度・品質・異物の混入などの検収を行い、給食物資の原材料及び調理済食品（50g）を一20℃以下の専用冷凍庫で２週間保存している。

(4) 給食費

小学校・特別支援学校 290 円、中学校 320 円（いずれも一食あたりの金額）、あかつき中学校においては、弁当形式（選択制）で給食を実施している。

ただし、令和 6 年度については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担額は従来どおり小学校・特別支援学校 270 円、中学校 300 円に据え置いている。

(5) 食育の推進

「姫路市立小中学校における食育推進プラン」（令和 4 年 4 月）に基づき、食に関心をもち、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、「食の大切さを学び、生きる力を育む食育」を基本理念として、小中学校における食育を推進する。

① 学校給食の「生きた教材」としての活用

姫路市産の食材を積極的に学校給食に使用し地産地消の推進に取り組んでいる。また、旬の食材・行事食（節分や七夕等）、外国姉妹都市の料理、教科との連携を図った献立を学校給食に取り入れている。

食物アレルギーに対応した食材の選定や除去食、デザート代替食を実施している。

② 食に関する指導体制の確立

各学校において食育推進委員会等を設置し、全体計画・年間指導計画の作成（見直し）を行っている。

③ 家庭・地域との連携

保護者への啓発として、試食会等の実施、給食だより等の配布を行っている。

姫路市教育委員会食育推進委員会主催による「手作り朝ごはんコンテスト」を実施している。

④ 学校給食の全員実施

「姫路市学校給食推進基本方針」に基づき、学校給食の全員実施に取り組んでおり、平成 30 年度に北部学校給食センター、令和 4 年 2 月に南部学校給食センターが本格稼働を開始している。

(6) 安全安心な給食づくり

① 食物アレルギー対応マニュアルの運用

「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」（令和 6 年 3 月第 1 版第 3 次改訂）の運用を行っている。各学校園では、全職員の共通理解の下、食物アレルギー対応委員会の開催等、校内指導体制を確立している。また、学校給食における食物アレルギー対応委員会がスムーズに行えるよう献立に関する情報の提供を行っている。除去食（アレルゲンとなる食材を最終調理段階で投入する献立）、デザート代替食を実施している。

献立作成においては、食物アレルギーに対応した食材の選定も行っている。

② 衛生管理マニュアルの作成・運用

学校給食衛生管理基準（文部科学省）、学校給食衛生管理マニュアル（兵庫県教育委員会事務局体育保健課）をもとに、衛生会議を開催し、「姫路市学校給食衛生管理マニュアル」の作成・運用を行っている。学校給食における衛生管理について、マニュアルをもとに調理従事者等の研修会を実施している。

(7) 令和5年度献立栄養量平均

① 献立栄養量各月平均の比較（中ブロック）

月	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 %	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食塩 相当量 g	食物 繊維 g	マグネ シウム mg	亜鉛 mg
						A μ g RE	B ₁ mg	B ₂ mg	C mg				
平均	613	23.8	29.9	308	2.0	215	0.38	0.48	21	2.3	4.8	79	2.9

② 献立栄養量各月平均の比較（南部学校給食センターB）

月	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 %	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食塩 相当量 g	食物 繊維 g	マグネ シウム mg	亜鉛 mg
						A μ g RE	B ₁ mg	B ₂ mg	C mg				
平均	760	30.4	29.8	339	2.7	276	0.51	0.57	31	3.2	6.4	99	3.3